

## 会議を傍聴される皆様へ

### 1 会場に入ることができない方

- (1) 銃器その他危険なものを持っている方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている方
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている方
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方

### 2 傍聴のときに守っていただくこと

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨げとなる行為をしないでください。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないでください。
- (4) 飲食又は喫煙をしないでください。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないでください。
- (6) 上記に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないでください。

### 3 撮影及び録音等

傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けてください。

### 4 違反に対する措置

議長は、傍聴人がこの規定に違反すると認められるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることがあります。